

食安輸発0401第1号
平成22年4月1日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

韓国産ミニトマトの取扱いについて

標記については、平成22年3月30日付け食安輸発0330第1号に基づき、農薬EPN及びフルキンコナゾールについて食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令を実施しているところです。

今般、韓国政府において残留農薬に係る対策が図られ、韓国産ミニトマトに係る登録輸出業者の見直しが行われた旨の連絡があったことから、本日以降に輸入届出される韓国産生鮮ミニトマトであって、別途指示する韓国政府の登録輸出業者から輸出され、登録IDが付与されているものについては、通常の監視体制に戻すこととしたので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。

また、登録輸出業者の確認は、パッキングリスト中のREMARKS欄に記載されている登録IDの食品等輸入届出書の備考欄への記載等にて行うこととするので、輸入者に対し登録IDを食品等輸入届出書の備考欄に記載するよう指導するとともに、モニタリング検査等の現場検査時においては、カートンに貼付または印刷される登録ID様式（別添1）について確認を行うよう申し上げます。

併せて、平成22年3月30日付け食安輸発0330第1号の別表1を別添2のとおり改めます。

別添 1

登録ID様式



- ① ステッカーの規格：ステッカーの規格は同一(横10.5センチ×縦3.5センチ)
- ② ステッカーの付着又は印刷：従来と同様、包装箱の側面に付着又は印刷
- ③ 輸出者ID：新しいシステムによる安全性管理優秀企業に登録した時、

大韓民国政府が与える輸出者ID

- ④ 生産履歴CODE：大韓民国の国内的に輸出品に対する生産履歴を追跡することができるように管理する生産者CODEである。

- CODE構成内訳：登録年度 - 品目番号※ - 生産地域 - 生産農家
※ミニトマト：02